



平成 30 年 5 月 24 日

各 位

会 社 名 ユー・エム・シー・エレクトロニクス株式会社
代表者名 代表取締役社長 内 山 茂 樹
(コード番号：6615 東証第一部)
問合せ先 取締役副社長 副社長執行役員 管理本部本部長
岡 本 圭 三
(TEL 048-724-0001)

新株式発行、自己株式の処分及び株式売出し 並びに主要株主の異動に関するお知らせ

当社は、平成 30 年 5 月 24 日開催の取締役会において、新株式発行及び自己株式の処分並びに当社株式の売出しに関し、下記のとおり決議いたしましたので、お知らせいたします。また、当該新株式発行及び自己株式の処分並びに当社株式の売出しにより、主要株主の異動が見込まれますので併せてお知らせいたします。

【本資金調達 배경と目的】

当社グループは、EMS (Electronics Manufacturing Service) 事業をグローバルに展開し、製造拠点を国内に 4 か所 (埼玉県 2 拠点、宮崎県、佐賀県)、海外に 5 か所 (中国 2 拠点、ベトナム、タイ、メキシコ)、販売拠点を 13 か所 (国内 4 拠点、海外 9 拠点) 展開し、事業を拡大しております。

近年、当社グループでは自動車電装化と世界的な電気自動車 (EV) へのシフトを背景とした車載電装関連機器の増加、ファクトリーオートメーション (FA) 向け需要の高まりなどを背景として、全体として好調な受注環境が継続しており、車載機器、産業機器、OA 機器製品の取扱高が伸長しておりますが、特に、大手車載 Tier 1 メーカーとの資本・業務提携もあり、業界で初めて自動車重要保安部品に関わる等、同分野において今後更なる生産拡大を計画しており、生産能力の増強を図っております。

このような状況の中で、今年 4 月には株式会社日立製作所 (以下「日立製作所」という。) とモノづくり強化協業で基本合意し、日立製作所の 100% 子会社である株式会社日立情報通信マニュファクチャリングの株式と関連する日立製作所所有の製造拠点の製造資産を取得することとなっております。

また、当社グループの強みである「モノづくり力」、「海外オペレーションのノウハウ」を活かすとともに、製造全拠点において導入を進めてきた LCA (Low Cost Automation、自社開発の自動・省力化設備) と基幹システムの融合によるスマートファクトリーの実現を目指し、AI や Big データを活用したデータ解析の強化、DFM (Design for Manufacturability) 等の設計・製造品質向上に取り組んでおります。

こうした中、当社におきましては、平成 30 年度を翌年度以降の大きな成長に向けた礎 (いしづえ) 構築期としてとらえ、今般の調達資金を、株式会社日立情報通信マニュファクチャリングを対象とした M&A に伴う日立製作所所有の製造拠点の製造資産の取得資金、新規需要の取り込みに向けた当社グループへの投融資ならびに設備投資に充当する予定であります。

また、銀行借入等による更なる資金調達も見込んでおりますが、財務体質強化の観点から、可能な限り負債比率を抑えつつ自己資本比率を上昇させ、財務の柔軟性の確保を図り、持続的な成長と発展を目指していく所存です。

なお、本資金調達と同時に実施する売出人による当社株式の売出しにつきましては、当社株式の分布状況の改善及び流動性の向上を図ることを目的としております。

ご注意:この文書は、当社の新株式発行、自己株式の処分及び株式売出し並びに主要株主の異動に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行及び自己株式処分並びに株式売出し目録見書及び訂正事項分 (作成された場合) をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

記

I. 新株式発行、自己株式の処分及び株式売出し

1. 公募による新株式発行（一般募集）

- | | |
|--|--|
| (1) 募集株式の種類及び数 | 当社普通株式 2,413,500株 |
| (2) 払込金額の決定方法 | 日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第25条に規定される方式により、平成30年6月4日(月)から平成30年6月6日(水)までの間のいずれかの日（以下「発行価格等決定日」という。）に決定する。 |
| (3) 増加する資本金及び資本準備金の額 | 増加する資本金の額は、会社計算規則第14条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。また、増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。 |
| (4) 募集方法 | 一般募集とし、みずほ証券株式会社を主幹事会社とする引受団(以下「引受人」と総称する。)に全株式を買取引受けさせる。なお、一般募集における発行価格(募集価格)は、日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第25条に規定される方式により、発行価格等決定日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値(当日に終値のない場合は、その日に先立つ直近日の終値)に0.90~1.00を乗じた価格(1円未満端数切捨て)を仮条件として、需要状況を勘案した上で、発行価格等決定日に決定する。 |
| (5) 引受人の対価 | 引受手数料は支払わず、これに代わるものとして一般募集における発行価格(募集価格)と引受人より当社に払込まれる金額である払込金額との差額の総額を引受人の手取金とする。 |
| (6) 申込期間 | 発行価格等決定日の翌営業日から発行価格等決定日の2営業日後の日まで。 |
| (7) 払込期日 | 平成30年6月11日(月)から平成30年6月13日(水)までの間のいずれかの日。ただし、発行価格等決定日の5営業日後の日とする。 |
| (8) 申込株数単位 | 100株 |
| (9) 払込金額、増加する資本金及び資本準備金の額、その他公募による新株式発行に必要な手続きに係る一切の事項の決定については、代表取締役社長 内山 茂樹に一任する。 | |
| (10) 上記各号については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。 | |

2. 公募による自己株式の処分（一般募集）

- | | |
|----------------|---|
| (1) 募集株式の種類及び数 | 当社普通株式 618,900株 |
| (2) 払込金額の決定方法 | 日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第25条に規定される方式により、発行価格等決定日に決定する。なお、払込金額は公募による新株式発行における払込金額と同一とする。 |

ご注意:この文書は、当社の新株式発行、自己株式の処分及び株式売出し並びに主要株主の異動に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行及び自己株式処分並びに株式売出し目録見書及び訂正事項分(作成された場合)をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

- (3) 募集方法 一般募集とし、引受人に全株式を買取引受けさせる。なお、一般募集における処分価格(募集価格)は、日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第 25 条に規定される方式により、発行価格等決定日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値(当日に終値のない場合は、その日に先立つ直近日の終値)に 0.90~1.00 を乗じた価格(1円未満端数切捨て)を仮条件として、需要状況を勘案した上で、発行価格決定日に決定する。なお、一般募集における処分価格(募集価格)は、一般募集における発行価格(募集価格)と同一とする。
- (4) 引受人の対価 引受手数料は支払わず、これに代わるものとして一般募集における処分価格(募集価格)と引受人より当社に払込まれる金額である払込金額との差額の総額を引受人の手取金とする。
- (5) 申込期間 発行価格等決定日の翌営業日から発行価格等決定日の2営業日後の日まで。なお、公募による新株式発行における申込期間と同一とする。
- (6) 払込期日 公募による新株式発行における払込期日と同一とする。
- (7) 申込株数単位 100株
- (8) 払込金額、その他公募による自己株式の処分に必要な手続きに係る一切の事項の決定については、代表取締役社長 内山 茂樹に一任する。
- (9) 上記各号については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。

3. 当社株式の売出し(引受人の買取引受による売出し)

- (1) 売 出 株 式 の 種 類 及 び 数 当社普通株式 725,600株
- (2) 売 出 人 東京センチュリー株式会社
- (3) 売 出 価 格 未定(日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第 25 条に規定される方式により、発行価格等決定日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値(当日に終値のない場合は、その日に先立つ直近日の終値)に 0.90~1.00 を乗じた価格(1円未満端数切捨て)を仮条件として、需要状況を勘案した上で決定する。なお、売出価格は一般募集における発行価格(募集価格)と同一とする。)
- (4) 売 出 方 法 売出しとし、みずほ証券株式会社(以下「売出しにおける引受人」という。)に全株式を買取引受けさせる。
売出しにおける引受人の対価は、売出価格から引受価額(売出しにおける引受人より売出人に支払われる金額)を差し引いた額の総額とする。
なお、引受価額は一般募集における払込金額と同一とする。
- (5) 申 込 期 間 一般募集における申込期間と同一とする。
- (6) 受 渡 期 日 一般募集における払込期日の翌営業日とする。
- (7) 申 込 株 数 単 位 100株
- (8) 売出価格、その他引受人の買取引受による売出しに必要な手続きに係る一切の事項の決定については、代表取締役社長 内山 茂樹に一任する。
- (9) 上記各号については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。
- (10) 一般募集が中止となる場合は、引受人の買取引受による売出しも中止する。

ご注意:この文書は、当社の新株式発行、自己株式の処分及び株式売出し並びに主要株主の異動に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行及び自己株式処分並びに株式売出し届出目録見書及び訂正事項分(作成された場合)をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

4. 当社株式の売出し（オーバーアロットメントによる売出し）（後記<ご参考> 1. をご参照）

- | | |
|--|---|
| (1) 売 出 株 式 の
種 類 及 び 数 | 当社普通株式 522,000 株
なお、上記売出株式数は上限を示したものであり、一般募集及び引受人の買取引受による売出しの需要状況により減少し、またはオーバーアロットメントによる売出しそのものが全く行われない場合がある。売出株式数は、当該需要状況を勘案の上、発行価格等決定日に決定される。 |
| (2) 売 出 人 | みずほ証券株式会社 |
| (3) 売 出 価 格 | 未定（発行価格等決定日に決定する。なお、売出価格は引受人の買取引受による売出しにおける売出価格と同一とする。） |
| (4) 売 出 方 法 | 一般募集及び引受人の買取引受による売出しの需要状況を勘案した上で、みずほ証券株式会社が当社株主から 522,000 株を上限として借入れる当社普通株式の売出しを行う。 |
| (5) 申 込 期 間 | 引受人の買取引受による売出しにおける申込期間と同一とする。 |
| (6) 受 渡 期 日 | 引受人の買取引受による売出しにおける受渡期日と同一とする。 |
| (7) 申 込 株 数 単 位 | 100 株 |
| (8) 売出価格、その他オーバーアロットメントによる売出しに必要な手続きに係る一切の事項の決定については、代表取締役社長 内山 茂樹に一任する。 | |
| (9) 上記各号については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。 | |
| (10) 一般募集が中止となる場合は、オーバーアロットメントによる売出しも中止する。 | |

5. 第三者割当による新株式発行（後記<ご参考> 1. をご参照）

- | | |
|---|---|
| (1) 募 集 株 式 の
種 類 及 び 数 | 当社普通株式 417,600 株 |
| (2) 払 込 金 額 の
決 定 方 法 | 発行価格等決定日に決定する。なお、払込金額は一般募集における払込金額と同一とする。 |
| (3) 増加する資本金及び
資 本 準 備 金 の 額 | 増加する資本金の額は、会社計算規則第 14 条第 1 項に従い算出される資本金等増加限度額の 2 分の 1 の金額とし、計算の結果 1 円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。また、増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。 |
| (4) 割 当 先 | みずほ証券株式会社 |
| (5) 申込期間（申込期日） | 平成 30 年 7 月 10 日（火） |
| (6) 払 込 期 日 | 平成 30 年 7 月 11 日（水） |
| (7) 申 込 株 数 単 位 | 100 株 |
| (8) 上記(5)記載の申込期間（申込期日）までに申込みのない株式については、発行を打切るものとする。 | |
| (9) 払込金額、増加する資本金及び資本準備金の額、その他第三者割当による新株式発行に必要な手続きに係る一切の事項の決定については、代表取締役社長 内山 茂樹に一任する。 | |
| (10) 上記各号については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。 | |
| (11) 一般募集が中止となる場合は、第三者割当による新株式発行も中止する。 | |

以 上

ご注意:この文書は、当社の新株式発行、自己株式の処分及び株式売出し並びに主要株主の異動に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行及び自己株式処分並びに株式売出届出目録見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

<ご参考>

1. オーバーアロットメントによる売出し等について

前記「I. 新株式発行、自己株式の処分及び株式売出し 4. 当社株式の売出し（オーバーアロットメントによる売出し）」に記載のオーバーアロットメントによる売出しは、前記「I. 新株式発行、自己株式の処分及び株式売出し」の「1. 公募による新株式発行（一般募集）」及び「2. 公募による自己株式の処分（一般募集）」に記載の一般募集及び「3. 当社株式の売出し（引受人の買取引受による売出し）」に記載の引受人の買取引受による売出しにあたり、その需要状況を勘案した上で、当該募集及び売出しの主幹事会社であるみずほ証券株式会社が当社株主から 522,000 株を上限として借入れる当社普通株式の売出しであります。オーバーアロットメントによる売出しの売出株式数は、522,000 株を予定しておりますが、当該売出株式数は上限の売出株式数であり、需要状況により減少し、またはオーバーアロットメントによる売出しそのものが全く行われな場合があります。

なお、オーバーアロットメントによる売出しに関連して、みずほ証券株式会社が上記当社株主から借入れた株式（以下「借入れ株式」という。）の返還に必要な株式の一部を取得するために、みずほ証券株式会社は 104,400 株を上限として追加的に当社普通株式を取得する権利（以下「グリーンシューオプション」という。）を、平成 30 年 7 月 6 日（金）を行使期限として、上記当社株主から付与されます。また、同じく借入れ株式の返還に必要な株式の一部をみずほ証券株式会社に取得させるために、当社は平成 30 年 5 月 24 日（木）開催の取締役会において、前記「5. 第三者割当による新株式発行」に記載のとおり、みずほ証券株式会社を割当先とする当社普通株式 417,600 株の第三者割当増資（以下「本件第三者割当増資」という。）を、平成 30 年 7 月 11 日（水）を払込期日として行うことを決議しております。

また、みずほ証券株式会社は、一般募集、引受人の買取引受による売出し及びオーバーアロットメントによる売出しの申込期間の終了する日の翌日から平成 30 年 7 月 6 日（金）までの間（以下「シンジケートカバー取引期間」という。）、借入れ株式の返還を目的として、株式会社東京証券取引所においてオーバーアロットメントによる売出しに係る株式数を上限とする当社普通株式の買付け（以下「シンジケートカバー取引」という。）を行う場合があります。みずほ証券株式会社がシンジケートカバー取引により取得した全ての当社普通株式は、借入れ株式の返還に充当されます。なお、シンジケートカバー取引期間内において、みずほ証券株式会社の判断でシンジケートカバー取引を全く行わず、またはオーバーアロットメントによる売出しに係る株式数に至らない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

さらに、みずほ証券株式会社は、一般募集、引受人の買取引受による売出し及びオーバーアロットメントによる売出しに伴って安定操作取引を行うことがあり、かかる安定操作取引により買付けた当社普通株式の全部または一部を借入れ株式の返還に充当することがあります。

オーバーアロットメントによる売出しに係る株式数から、安定操作取引及びシンジケートカバー取引によって取得し、借入れ株式の返還に充当する株式数を減じた株式数について、みずほ証券株式会社は、当該オーバーアロットメントによる売出しからの手取金を原資として、本件第三者割当増資に係る割当てに応じ、当社普通株式を取得する予定であります。そのため本件第三者割当増資における発行株式数の全部または一部につき申込みが行われず、その結果、失権により本件第三者割当増資における最終的な発行株式数とその限度で減少し、または発行そのものが全く行われな場合があります。

なお、オーバーアロットメントによる売出しが行われるか否か及びオーバーアロットメントによる売出しが行われる場合の売出株式数については、発行価格等決定日に決定されます。オーバーアロットメントによる売出しが行われな場合は、みずほ証券株式会社による上記当社株主からの当社普通株式の借入れは行われません。したがってこの場合には、当該株主からみずほ証券株式会社へのグリーンシューオプションの付与は行われず、またみずほ証券株式会社は本件第三者割当増資に係る割当てに応じず、申込みを行わないため、失権により本件第三者割当増資における新株式発行は全く行われません。また、株式会社東京証券取引所におけるシンジケートカバー取引も行われません。

ご注意:この文書は、当社の新株式発行、自己株式の処分及び株式売出し並びに主要株主の異動に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行及び自己株式処分並びに株式売出目録見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

2. 今回の公募増資及び第三者割当増資による発行済株式総数の推移

- (1) 現在の発行済株式総数 16,743,080株 (平成30年5月24日現在)
 (2) 公募増資による増加株式数 2,413,500株
 (3) 公募増資後の発行済株式総数 19,156,580株
 (4) 第三者割当増資による増加株式数 417,600株 (注)
 (5) 第三者割当増資後の発行済株式総数 19,574,180株 (注)
 (注) 前記「5. 第三者割当による新株式発行」の募集株式数の全株に対しみずほ証券株式会社から申込みがあり、発行がなされた場合の数字です。

3. 今回の公募による自己株式の処分による自己株式数の推移

- (1) 現在の自己株式数 618,927株 (平成30年5月24日現在)
 (2) 処分株式数 618,900株
 (3) 処分後の自己株式数 27株

4. 調達資金の使途

(1) 今回の調達資金の使途

今回の一般募集及び第三者割当増資に係る手取概算額合計上限10,874,990,000円について、平成31年3月末までに3,183,000,000円を当社設備投資資金に、4,011,000,000円を子会社への投融資資金に、2,054,000,000円を長期借入金の返済に充当し、残額が生じた場合は運転資金に充当する予定であります。

また、具体的な資金需要の発生までは、安全性の高い金融商品等で運用していく方針であります。

なお、当社グループの主な設備投資計画については、平成30年5月24日現在、以下のとおりとなっております。

会社名	事業所名(所在地)	セグメントの名称	設備の内容	投資予定金額		資金調達方法	着手及び完了予定年月		完成後の増加能力(注3.)
				総額(千円)	既支払額(千円)		着手	完了	
当社	本社・宮崎工場(埼玉県・宮崎県)	EMS事業	工場用地・建物・製造設備取得(注1.)、SMT(注2.)ライン新設	3,183,000		増資資金及び自己株式処分資金	平成30年4月	平成31年3月	2%増加
UMC Electronics HongKong Limited	本社(中国・香港)	EMS事業	SMT(注2.)ライン新設、工場増設	1,953,000		当社からの投融資資金	平成30年4月	平成31年3月	9%増加
UMC Electronics Vietnam Limited	ベトナム工場(ベトナム・ハイズオン省)	EMS事業	SMT(注2.)ライン新設	1,021,000		当社からの投融資資金	平成30年4月	平成31年3月	7%増加
UMC Electronics (Thailand) Limited	タイ工場(タイ・チャチューンサオ県)	EMS事業	SMT(注2.)ライン新設	596,000		当社からの投融資資金	平成30年4月	平成31年3月	35%増加
UMC Electronics Mexico, S.A. de C.V.	メキシコ工場(メキシコ・ハリスコ州)	EMS事業	SMT(注2.)ライン新設	441,000		当社からの投融資資金	平成30年4月	平成31年3月	100%増加

(注1.) 当社本社に係る設備の内容は、株式会社日立情報通信マニュファクチャリングを対象としたM&Aに伴う日立製作所所有の製造拠点の製造資産の取得であります。

(注2.) SMT: Surface Mount Technology (表面実装技術)。プリント基板の表面に電子部品を直接半田付けするものであり、高密度実装が可能となる技術。

(注3.) 完成後の増加能力は、SMTライン新設による生産能力の増加率を表しております。

ご注意:この文書は、当社の新株式発行、自己株式の処分及び株式売出し並びに主要株主の異動に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行及び自己株式処分並びに株式売出し届出目録見書及び訂正事項分(作成された場合)をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

(2) 前回調達資金の使途の変更

該当事項はありません。

(3) 業績に与える影響

今回の調達資金を上記(1)に記載の使途に充当することにより、当社グループの収益力の向上及び財務体質の強化につながり、当社グループの持続的な成長と発展に資するものと考えております。また、同時に実施する当社株式の売出しにつきましては、当社株式の分布状況の改善及び流動性の向上を目的としたものであります。

5. 株主への利益配分等

(1) 利益配分に関する基本方針

当社は、株主に対する利益還元を重要な経営課題の一つとしており、利益配分につきましては、将来の事業展開と経営基盤の強化のために必要な内部留保を確保しつつ、継続的かつ安定的な配当の実施を基本方針としております。

(2) 配当決定にあたっての考え方

上記「(1) 利益配分に関する基本方針」に記載のとおりであります。

(3) 内部留保資金の使途

内部留保資金につきましては、今後の事業展開及び経営基盤の強化のため、有効投資していきたいと考えております。

(4) 過去3決算期間の配当状況等

	平成27年3月期	平成28年3月期	平成29年3月期	平成30年3月期
1株当たり連結当期純利益	249.39円	278.59円	81.16円	94.30円
1株当たり年間配当金 (内1株当たり中間配当金)	300.00円 (-)	44.60円 (-)	44.60円 (-)	30.00円 (-)
実績連結配当性向	6.0%	16.0%	27.5%	31.8%
自己資本連結当期純利益率	16.0%	13.3%	8.0%	8.7%
連結純資産配当率	1.0%	2.4%	2.2%	2.8%

- (注) 1. 当社は、平成27年10月1日付で普通株式1株につき20株の株式分割(平成27年株式分割)を、平成29年6月1日付で普通株式1株につき2株の株式分割(平成29年株式分割)を行っております。
2. 平成27年3月期及び平成28年3月期の1株当たり連結当期純利益は、平成27年株式分割が平成27年3月期の期首に行われたものと仮定して算定、平成29年3月期及び平成30年3月期の1株当たり連結当期純利益は、平成29年株式分割が平成29年3月期の期首に行われたものと仮定して算定しております。なお、1株当たり年間配当金については、実際の配当金の額を記載しております。
3. 実績連結配当性向は、1株当たり年間配当金を1株当たり連結当期純利益で除した数値です。なお、平成27年3月期及び平成29年3月期の1株当たり年間配当金は、それぞれ平成27年株式分割及び平成29年株式分割を考慮した数値を使用しております。
4. 自己資本連結当期純利益率は、連結当期純利益を自己資本(連結貸借対照表上の純資産合計から新株予約権及び少数株主持分(非支配株主持分)を控除した額で期首と期末の平均)で除した数値です。
5. 連結純資産配当率は、上記(注)3.で使用した1株当たり年間配当金を、1株当たり連

ご注意:この文書は、当社の新株式発行、自己株式の処分及び株式売出し並びに主要株主の異動に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行及び自己株式処分並びに株式売出し目録見書及び訂正事項分(作成された場合)をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

結純資産（期首と期末の平均）で除した数値です。なお、1株当たり連結純資産については、上記（注）2.に記載の1株当たり連結当期純利益と同様に、株式分割を考慮して算定しております。

6. 平成30年3月期の数値については、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査法人による監査を終了していないため、未監査の連結財務諸表に基づいております。

6. その他

(1)配分先の指定

該当事項はありません。

(2)潜在株式による希薄化情報

当社は会社法の規定に基づく新株予約権方式によるストックオプション制度を採用しております。なお、一般募集及び第三者割当増資後の当社の発行済株式総数に対する潜在株式数の比率は5.63%です。

決議日	新株式発行 予定残数	行使時の 払込金額	資本組入額	行使期間
平成27年12月22日	835,200株	775円	388円	平成29年12月23日から 平成37年12月22日まで
平成29年5月25日	266,000株	1,658円	829円	平成31年6月28日から 平成39年6月27日まで

(注)平成29年6月1付で当社普通株式1株につき2株の割合をもって株式分割を行っております。「新株式発行予定残数」、「行使時の払込金額」、「資本組入額」は調整後の内容となっております。

(3)過去のエクイティ・ファイナンスの状況等

①過去3年間に行われたエクイティ・ファイナンスの状況

・新規上場時の一般募集による自己株式の処分

払込期日	平成28年3月14日
処分株式数	1,613,000株
払込金額	1株につき2,805円
払込金額の総額	金4,524,465,000円

②過去3決算期間及び直前の株価等の推移

	平成28年3月期	平成29年3月期	平成30年3月期	平成31年3月期
始 値	2,480円	2,050円	3,150円 □1,486円	2,757円
高 値	2,554円	3,245円	3,170円 □3,395円	3,555円
安 値	2,001円	1,846円	2,880円 □1,415円	2,629円
終 値	2,017円	3,145円	2,972円 □2,657円	3,065円
株価収益率	7.24倍	19.38倍	28.18倍	—

- (注) 1. 平成31年3月期の株価については、平成30年5月23日(水)現在で表示しております。
2. 株価収益率は、決算期末の株価(終値)を当該決算期の1株当たり連結当期純利益金額(平成30年3月期の数値については、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査法人による監査を終了していないため、未監査の連結財務諸表に基づいております。)で除した数値であります。
3. 平成30年3月期の□印は、株式分割(平成29年6月1日付で普通株式1株につき2株

ご注意:この文書は、当社の新株式発行、自己株式の処分及び株式売出し並びに主要株主の異動に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行及び自己株式処分並びに株式売出し目録見書及び訂正事項分(作成された場合)をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

の株式分割)による権利落ち後の株価であります。

- ③過去5年間に行われた第三者割当増資等における割当先の保有方針の変更等
該当事項はありません。

(4)ロックアップについて

一般募集及び引受人の買取引受による売出しに関連して、売出人である東京センチュリー株式会社並びに当社株主であるS・ウチヤマ・ホールディングス有限会社、H・ウチヤマ・ホールディングス有限会社及びO・ウチヤマ・ホールディングス有限会社は、みずほ証券株式会社に対し、発行価格等決定日に始まり、一般募集の受渡期日から起算して180日目の日に終了する期間(以下「ロックアップ期間」という。)中、みずほ証券株式会社の事前の書面による承諾を受けることなく、当社普通株式の売却等(ただし、引受人の買取引受による売出し等を除く。)を行わない旨合意しております。

また、当社はみずほ証券株式会社に対し、ロックアップ期間中、みずほ証券株式会社の事前の書面による承諾を受けることなく、当社普通株式及び当社普通株式を取得する権利または義務を有する有価証券の発行等(ただし、一般募集及び本件第三者割当増資並びに株式分割による新株式発行、ストックオプションに係る新株予約権の発行等を除く。)を行わない旨合意しております。

なお、上記のいずれの場合においても、みずほ証券株式会社はロックアップ期間中であってもその裁量で、当該合意の内容の一部もしくは全部につき解除できる権限を有しております。

II. 主要株主の異動

1. 異動が生じる経緯

前記「I. 新株式発行、自己株式の処分及び株式売出し」に記載の新株式発行及び自己株式の処分並びに株式売出しに伴い、当社の主要株主の異動が見込まれるものであります。

2. 異動する株主の概要

(1)	名	称	東京センチュリー株式会社	
(2)	所	在	地	東京都千代田区神田練堀町3番地
(3)	代表者の役職・氏名	代表取締役社長	浅田 俊一	
(4)	事業内容	貸貸事業、割賦販売事業、営業貸付事業、その他事業		
(5)	資	本	金	34,231百万円

3. 異動前後における当該株主の所有する議決権の数(所有株式数)及び総株主の議決権の数に対する割合

	議決権の数 (所有株式数)	総株主の議決権の数 に対する割合(注)	大株主順位
異動前 (平成30年3月31日現在)	17,218個 (1,721,800株)	10.68%	第2位
異動後	9,962個 (996,200株)	5.20%	第4位

(注) 1. 異動前の総株主の議決権の数に対する割合は、平成30年3月31日現在の総株主の議決権の数161,227個に基づき算出しております。

平成30年3月31日現在の発行済株式総数 16,743,080株

議決権を有しない株式として発行済株式総数から控除した株式数 620,380株

2. 異動後の総株主の議決権の数に対する割合は、異動前の総株主の議決権の数に、今回の新株式発行及び自己株式の処分による増加する議決権数30,324個を加えた議決権数191,551個に基づき算出しております。

ご注意:この文書は、当社の新株式発行、自己株式の処分及び株式売出し並びに主要株主の異動に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行及び自己株式処分並びに株式売出し目録見書及び訂正事項分(作成された場合)をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

4. 異動予定年月日

前記「I. 新株式発行、自己株式の処分及び株式売出し 1. 公募による新株式発行（一般募集）」に記載の払込期日の翌営業日

5. 今後の見通し

今回の主要株主の異動による当社の業績等への影響はありません。

以 上

ご注意:この文書は、当社の新株式発行、自己株式の処分及び株式売出し並びに主要株主の異動に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行及び自己株式処分並びに株式売出席出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。